

政令第 号

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）の施行に伴い、並びに地方財

政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第三十三条の五の十五第三項、災害対策基
本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二百二条第一項、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関す
る法律（平成十一年法律第十七号）第十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第
四十二条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十二第一項中「、同法第百三条」を「並びに同法第百三条」に改め、「並びに同法第百七
十七条の六第一項の規定により特別区に交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項にお
いて「環境性能割交付金」という。）」及び「、環境性能割交付金にあつては同項の環境性能割交付金の
収入見込額の百分の七十五の率を百分の八十五とし」を削る。

(地方財政法施行令の一部改正)

第二条 地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第二項中「第三十二条の二」を「第三十三条」に改める。

附則第三条の見出しを「(サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に係る地方債の許可手続)」に改め、同条第一項中「第三十三条の五の七第二項」を「第三十三条の五の十五第三項」に、「同項に規定する地方公共団体が同項」を「地方公共団体(同条第一項に規定する地方公共団体をいう。次項において同じ。)」が同条第三項」に改め、同条第二項中「に、」の下に「法第三十三条の五の十五第五項に規定する」を加える。

附則第四条及び第五条を削り、附則第六条を附則第四条とし、附則第七条を附則第五条とし、附則第八条を附則第六条とする。

附則第九条第一項中「令和三年度及び」を削り、同条を附則第七条とし、附則第十条を削り、附則第十一条を附則第八条とする。

附則第十二条の見出し中「以後」を「及び令和七年度」に改め、同条中「以後の各年度」を「及び令和

七年度」に改め、「、当分の間」を削り、同条の表第一号イの項中「における」の下に「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）第四条の規定による改正前の」を加え、同表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和八年政令第 号）第四条の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、同条を附則第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和八年度以後における標準的な規模の収入の額の特例）

第十条 令和八年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平
------	------	--

	<p>成十一年法律第十七号) 第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)</p>
から同条	<p>に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号) 附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。第三号において同じ。)の交付見込額(以下イ及び次号において「特定交付見込額」という。)を加算した額から読替え後の地方交付税法第十四条</p>

<p>第一号ロ</p>				
<p>地方揮発油譲与税</p>	<p>地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）</p>	<p>及び航空機燃料譲与税</p>	<p>合算額</p>	<p>地方交付税法第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）</p>
<p>地方税法</p>	<p>地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）</p>	<p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>	<p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p>	<p>地方税法</p>

		<p>した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）</p>
自動車重量譲与税	及び森林環境譲与税	<p>地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、自動車重量譲与税</p>
	金	<p>、森林環境譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>

附則第十三条を削る。

附則第十四条中「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第七条第二項及び第九条」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第十五条中「附則第十二条」を「附則第十条」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第十六条を附則第十三条とする。

(災害対策基本法施行令の一部改正)

第三条 災害対策基本法施行令(昭和三十七年政令第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「とあるのは「地方揮発油譲与税」を」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。)、地方揮発油譲与税」に改め、「交通安全対策特別交付金」との下に「、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び」とを加え、「、特別とん譲与税」を「、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「とあるのは「特別とん譲与税」を」とあるのは「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税」に、「及び自動車重量譲与税」を「地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税」に、「、自動車重量譲与税及び」を「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税及び」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同条第三号中「第五条第四項」を「第五条第三項」に改める。

第二条中「される地方特例交付金」を「される個人住民税減収補填特例交付金（同条第二項第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」、自動車税減収補填特例交付金（同条第二項第三号に規定する自動車税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。）」、軽自動車税減収補填特例交付金（同条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。）及び地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（同条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。）」に、「地方特例交付金にあつては同項の地方特例交付金」を「個人住民税減収補填特例交付金にあつては同項の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、自動車税減収補填特例交付金にあつては同項の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の率を百分の八十五とし、軽自動車税減収補填特例交付金にあつては同項の軽自動車税減

収補填特例交付金」に改める。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第五条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十一条に次の一号を加える。

六 地方交付税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第六条の規定に基づき交付

税及び譲与税配付金特別会計から一般会計に承継された借入金

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和八年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方自治法施行令第二百十条の十二第二項の規定は、令和八年度以後

の年度分の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十二条第二項に規定する特別区財政調整

交付金（以下この条及び附則第四条において「特別区財政調整交付金」という。）について適用し、令和

七年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

(災害対策基本法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第三条の規定による改正後の災害対策基本法施行令附則第四項の規定は、令和八年度以後の年度における同令第四十三条第二項に規定する標準税収入額の算定について適用し、令和七年度以前の年度における同項に規定する標準税収入額の算定については、なお従前の例による。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第四条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第二条の規定は、令和八年度以後の年度分の特別区財政調整交付金について適用し、令和七年度以前の年度分の特別区財政調整交付金については、なお従前の例による。

(地方財政審議会令の一部改正)

第五条 地方財政審議会令(平成十二年政令第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる政令」を「当分の間、地方財政法施行令附則第三条第五項」に改め、同条の表を削る。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第六条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「令和七年度及び」を削り、同条中「令和七年度及び」を削り、「附則第十四条」を「附則第十一条」に、「附則第九条第二項及び第十二条」を「附則第七条第二項及び第九条」に、「附則第十二条」を「附則第九条」に改める。

附則第五条中「附則第十五条」を「附則第十二条」に、「附則第十二条」を「附則第十条」に改める。
附則第六条を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第七条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和七年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち地方財政法施行令附則第十六条の改正規定中「附則第十六条」を「附則第十三条」に改める。

理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、サービスの提供の在り方の見直し等による公営企業の廃止に伴って必要となる一定の経費に充てるための地方債の発行に関する許可等の手続を定めるとともに、関係政令の規定の整備を行う必要があるからである。